

## 大野市制施行70周年記念事業取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大野市制施行70周年記念事業の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「大野市制施行70周年記念事業」とは、大野市制施行70周年を記念する旨を事業の名称に冠して実施するものをいう。

### (事業の名称に冠する表示)

第3条 事業の名称に冠する表示（以下「事業表示」という。）は、大野市制施行70周年記念とする。

### (申請)

第4条 大野市制施行70周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施しようとするもの（以下「申請者」という。）は、承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認（以下「事業承認」という。）を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、申請者から記念事業に関する資料の提出を求めることができる。

### (承認)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請の内容を審査の上、その可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業承認に条件を付すことができる。

### (事業承認の基準)

第6条 事業承認は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に市内で実施される事業で、当該事業が別に定める大野市制施行70周年記念事業基本方針に合致する場合に行う。ただし、次のいずれかに該当するときは、事業承認を行わないものとする。

(1) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれのあるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、政治団体若しくは宗教団体を支援又は反対することを目的とするおそれのあるとき。

(4) 事業表示を自己の商標、意匠又は著作物に相当するものとして、独占的に使用のおそれのあるとき。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等反社会的な団体と関係し、又はそのおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（承認の期間）

第7条 事業承認の期間は、原則として事業承認を受けた日から事業の終了日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までとする。

（使用料）

第8条 事業表示の使用料は、無料とする。

（変更申請等）

第9条 事業承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、事業内容変更承認申請書（様式第2号）を遅滞なく市長に提出し、変更の承認を受けなければならない。この場合において、事業変更承認の決定には、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の事業内容変更承認申請書を受理した場合については、第5条の規定を準用する。

3 事業者は、記念事業を中止する場合は、その理由を付して事業中止届（様式第3号）遅滞なく、市長に届け出なければならない。

（承認の取消等）

第10条 市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、事業承認を取消し、事業表示の使用を中止させることができる。

(1) 事業承認又は変更の承認の際に付した条件に反したとき。

(2) 第6条各号のいずれかに該当することになったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により事業承認又は変更の承認を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定により事業承認を取消したときは、その理由を付して事業者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により事業承認を取り消された者（以下「取消者等」という。）は、記念事業の名称を使用してはならない。

4 第1項の規定による取消しに伴い発生する費用（損害等を含む。）は、取消者等が負担しなければならない。

（実績報告）

第11条 事業者は、記念事業の終了後、実施状況を明記した実績報告書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（公共施設使用料の減免）

第12条 事業者が、大野市後援等名義使用承認に関する要綱（令和4年告示第205号）第4条第1項第1号の基準を満たし、かつ、事業承認を受けて当該事業者が行う記念事業が同項第2号の基準を満たしているときは、当該事業者が当該記念事業を行うために令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間で市の公共施設を使用する場合に限り、大野市公共施設使用料減免規則（平成元年規則第26号）第4条に規定する市長が特に必要と認めたときに該当するものとして、当該公共施設の使用料を使用日数5日以内に限り免除するものとする。ただし、2以上の公共施設を使用する場合、減免の対象となるのは、いずれか一つの公共施設とする。

（庶務）

第13条 大野市制施行70周年記念事業の取扱いに関する庶務は、行政経営部政策推進課において処理する。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、大野市制施行70周年記念事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は団体名称 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

大野市制施行70周年記念事業承認申請書

大野市制施行70周年記念事業を実施したいので、次のとおり申請します。

事業名			
事業目的		基本方針	
事業内容			
実施場所			
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
有償・無償	有 償 ( 円 ) ・ 無 償		
概算事業費	円		
担 当 者	氏 名		
	電話番号		電子 mail
後 援 名 義 使 用 予 定	<input type="checkbox"/> 大野市後援名義 <input type="checkbox"/> 大野市教育委員会後援名義 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	申請済 ・ 未申請 (申請予定日： 年 月 日)		
市広報媒体への掲載	希望する ・ 希望しない		
ガバメントクラウドファンディングの活用希望	希望する ・ 希望しない		

## 【裏面】

- 1) 基本方針の欄には、次の4つの大野市制施行70周年記念事業基本方針のうち、事業目的に最も近いと考える番号を記載すること。
  - ① 脱炭素やデジタル、高速交通網をいかす
  - ② 市民や団体、企業など多様な主体をつなぐ
  - ③ 自然・歴史・伝統文化を守る
  - ④ 100年たっても住み続けたいと思う人をつくる
- 2) 有償・無償の欄には、物品等の販売やサービスの提供により対価を得る場合又は参加料、入場料等を事業への参加者等から徴収する場合は、有償を選択し、収入の見込額を記載すること。
- 3) 後援名義使用予定の欄には、使用を予定している後援名義と後援名義使用申請済又は未申請を選択し、未申請の場合には、申請予定年月日を記載すること。
- 4) 市広報媒体への掲載の欄には、市広報紙、市ホームページ、市公式LINE等での事業周知を希望する又は希望しないを選択すること。
- 5) ガバメントクラウドファンディング（以下「GCF」という。）の活用希望の欄には、事業費の一部の獲得にGCFの活用を希望する又は希望しないを選択すること。ただし、希望するを選択した場合であっても全てGCFを実行できるものではないことに注意すること。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は団体名称 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

大野市制施行70周年記念事業内容変更承認申請書

年 月 日付で承認通知のあった事業について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は団体名称 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

大野市制施行70周年記念事業中止届

年 月 日付で承認通知のあった事業について、その実施を中止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業名

2 中止の理由

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は団体名称 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

大野市制施行70周年記念事業実績報告書

年 月 日付で承認を受けて実施した事業は、次のとおり終了したので報告します。

事業名	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで（開催日： 月 日）
実施場所	
参加人数	延べ 人
事業実績及び効果	
収入額	円
支出額	円
使用料の減免を受けた施設名等	施設名： 回数：
C F 活用の有無	活用あり ・ 活用なし

※添付書類（記録写真、事業チラシなど実施状況の分かる資料を添付）

## 【裏面】

- 1) 実施期間の欄において、1日だけの事業開催の場合には、開催日にその月日を記載すること。
- 2) 参加人数の欄には、事業への参加者の延べ人数を記載すること。
- 3) 収入額の欄には、物品等の販売やサービスの提供により対価を得た場合又は参加料、入場料等を事業への参加者等から徴収した場合は、その実績額を記載すること。
- 4) 支出額の欄には、事業実施に掛かった全体経費を記載すること。
- 5) 使用料の減免を受けた施設名等の欄には、使用料の減免を受けた施設名と減免を受けた回数を記載すること。
- 6) CF活用の有無の欄は、事業費獲得のため、クラウドファンディングを活用したか、活用しなかったかを選択すること。